

(仮称)神川町平和の まち宣言(案)

令和7年10月17日

令和7年5月15日、「神川町非核平和都市宣言の決議を求める陳情書」が提出される。

陳情書の要旨は、戦後80年にあたり、神川町議会が「非核平和都市宣言」を発議し、自治体自らを非核地帯と宣言し、核兵器の廃絶を内外に伝える活動をしてほしいとお願いするもの。

6月5日、総務経済常任委員会において、陳情を採択すべきものと決する。

6月13日、定例会最終日に平和都市宣言に関する決議が可決。

(決議文)

世界の恒久平和実現は、人類共通の願いです。
戦争を経験したわが国は、世界で唯一の核被爆国として、戦争や紛争がいかに愚かで悲惨なものであるかを、世界の人々に訴えていかなければなりません。

しかしながら、今なおこの地球上では戦争やテロリズム等により多くの尊い命が奪われています。

平和を希求する私たち神川町議会は、伝統と文化に恵まれたこの郷土が永久に栄えることを願い、恒久平和を基本理念として未来永劫に継承するため、戦後80年にあたり、平和都市であることを宣言するとともに、神川町が平和都市宣言をすることを切望する。

【自治体における宣言（都市宣言）とは】

- ・基本的に「(特定のテーマ、キーワード)についての宣言」という形をとっており、その自治体が、その問題にどのように取組もうとしているのかを対外的に示しているもの。
- ・「宣言」は、議会の議決事件を定めている地方自治法第96条で議決事件とはされていない。
- ・「宣言」とは、自治体としての自己の意思、主張、方針を内外に表明することであり、法的拘束力はなく、その方法も「議会の議決」、「首長の声明」等と様々であり、必ずしも議決が必要とされているものではない。
- ・効果としては、自治体が重視している地域課題を表現するとともに、それに対して積極的に取組もうとしていくことを、内外に示すことができることが挙げられる。

※参考:近隣自治体の平和に関する都市宣言

- ・本庄市「非核平和都市宣言」平成18年10月22日
- ・上里町「核兵器のない平和で健康な都市づくり宣言」平成元年12月1日
- ・深谷市「非核平和都市宣言」平成18年9月28日(議会)

(仮称)神川町平和のまち宣言(案)

戦争のない平和な世界は、人類共通の願いです。

私たちは、世界で唯一の戦争による核被爆国として、「非核三原則」を遵守し、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返さないためにも、核兵器の廃絶を訴えていかなければなりません。

私たちは、美しい水と緑、実り豊かな大地が広がる自然豊かな神川町を後世に継承していくために、戦争も核兵器もない平和な世界の実現を願い、神川町合併20年及び戦後80年の節目の年度にあたり、ここに平和のまちを宣言します。

令和 年 月 日

神川町

1 議会「平和都市宣言に関する決議」との関連について

2 町宣言の独自性について

- 町民が共感を持てる内容であるか、また、願う内容であるか。
- 「非核」、「非核三原則」、「核兵器廃絶」を盛り込むべきではないか。
- 全世界から戦争がなくなること、核兵器がなくなることが最も望むことではないか。

	平和都市宣言に関する決議	神川町平和のまち宣言（事務局案）
前段	世界の恒久平和実現は、 <u>人類共通の願い</u> です。	戦争のない平和な世界は、 <u>人類共通の願い</u> です。
中段	<p>戦争を経験したわが国は、<u>世界で唯一の核被爆国として、戦争や紛争がいかに愚かで悲惨なものであるかを、世界の人々に訴えていかなければなりません。</u></p> <p>しかしながら、今なおこの地球上では戦争やテロリズム等により多くの尊い命が奪われています。</p>	<p>私たちは、<u>世界で唯一の戦争による核被爆国として、「非核三原則」を遵守し、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返さないためにも、核兵器の廃絶を訴えていかなければなりません。</u></p>
後段	<p>平和を希求する私たち神川町議会は、伝統と文化に恵まれたこの郷土が永久に栄えることを<u>願い</u>、恒久平和を基本理念として未来永劫に<u>継承</u>するため、<u>戦後80年</u>にあたり、平和都市であることを宣言するとともに、神川町が平和都市宣言をすることを切望する。</p> <p>以上、決議する。</p>	<p>私たちは、美しい水と緑、実り豊かな大地が広がる自然豊かな神川町を後世に<u>継承</u>していくために、戦争も核兵器もない平和な世界の<u>実現を願い</u>、神川町合併20年及び戦後80年の節目の年度にあたり、ここに平和のまちを宣言します。</p>

2 町宣言の独自性について

①タイトルを「神川町平和のまち宣言」とした。

合併後に宣言をした「神川町人権尊重の町宣言」、「神川町生涯学習推進のまち宣言」のいずれも「町」又は「まち」を使用しており、「都市」よりも受け入れやすいと考えたため。

②「非核」を使用せず「非核三原則」及び「核兵器廃絶」を使用した。

他の自治体のパブリックコメントの結果から、「非核」への理解や考え方は様々であり、真逆の意見があるため。また、「非核三原則」、「核兵器廃絶」を使用することで、「非核」を具体的に表せるため。

③「広島、長崎の惨禍を二度と繰り返さない」を盛り込んだ。

神川町は平和首長会議に加盟しており、被爆地と思いを同じくする気持ちを込めた。

④「人権尊重の町宣言」、「生涯学習推進のまち宣言」と同様に、「私たちは」を使用した。

町民一人一人が平和を願う気持ちを持ち、この「まち」の豊かな自然などを未来に継承する気持ちが持てる宣言としたいため。

⑤「世界から戦争と核兵器がなくなることを願う」とまとめた。

核兵器廃絶だけでなく、そもそも戦争がないことが前提であると考えたため。

意見の要旨	自治体の考え方
<p>タイトルに「非核」を入れるべき。「非核平和都市宣言」が相応しい。</p>	<p>議会の「平和都市宣言」の制定を求める決議書を尊重。また、文中に非核三原則を掲げ、核廃絶を訴え、非核の精神を盛り込んでいる。</p>
<p>非核の定義を明確にすべき。核融合発電など技術用語にも使用されており、核イコール反対ではミスリードする恐れあり。</p>	<p>「非核平和都市宣言」から「平和都市宣言」に改める一方、宣言文に「核兵器のない」などを明記することで、趣旨を明確にしたい。</p>
<p>「唯一の核被爆国」は不正確。「核兵器による攻撃を受けた唯一の国家」が正確。</p>	<p>「唯一の核被爆国」という表現を再検討する。</p>
<p>「国際貢献」という言葉は、戦争に参加する場合も含まれる危険な言葉。</p>	<p>宣言文に入れる考えはない。</p>
<p>宣言には、核兵器の廃絶の願いをはっきりと入れることが不可欠。非核三原則を盛り込むことは当然であり、政府に対して「核兵器禁止条約」に署名し、批准することを求めるべき。</p>	<p>宣言文に「核兵器のない」「核兵器の惨禍を忘れることなく」を明記する。国の政策については、宣言の中で言及することは考えていない。</p>

令和7年10月17日 第1回委員会（委嘱、経緯、スケジュール、素案審議等）

11月 第2回・第3回委員会（素案審議）

12月1日 広報かみかわ12月号にパブリックコメント記事掲載

12月8日（月）～1月7日（水）パブリックコメント実施

令和8年 1月中旬 第4回委員会（パブリックコメント結果、素案修正）

2月上旬 第5回委員会（パブリックコメント公表、議案確認）

2月上旬 議案提出期限

3月上旬 議会3月定例会（議案上程）